

## 米子空港旅客ターミナルビル増改築工事（建築工事）技術資料作成要領

平成30年2月7日付の公告に基づき、米子空港旅客ターミナルビル増改築工事の「公募型指名競争見積提出」に係る技術資料及び見積提出参加資格確認書類（以下「応募書類」という）の作成と提出をするに当たっては、この技術資料作成要領による。

### 1. 工事の概要

- (1) 工事名 米子空港旅客ターミナルビル増改築工事
- (2) 工事場所 境港市佐斐神町 1634 番地
- (3) 工事内容
  - 1. 構造 鉄筋コンクリート造3階建
  - 2. 延床面積(増築部分) 約 900 m<sup>2</sup>  
その他既存部改修工事あり
- (4) 工期 平成 30 年 4 月から平成 31 年 7 月まで(予定)

### 2. 応募資格

応募書類の提出の対象となる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

#### (1) 共同企業体に関する条件

- ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。
- イ 共同企業体の結成は(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、鳥取県内又は鳥取県外に本店を有する者と、鳥取県内に本店を有する者による組み合わせとする。

#### (2) 共同企業体の代表者としての条件

- ア 日本国の建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定に基づく建築一式工事の最新の経営事項審査による総合評点が1,000点以上であること。
- イ 共同企業体の出資比率が10分の5以上であること。
- ウ 施工中を含む過去に、空港旅客ターミナルビル又は空港内航空関連施設の新築又は増築の建築工事で、延床面積5,000m<sup>2</sup>以上(増築の場合は、増築面積1,000m<sup>2</sup>以上で増改築後の面積5,000m<sup>2</sup>以上)を元請として施工した実績があること。但し、共同企業体の構成員として施工した実績については、10分の3以上の出資比率で実施したものに限る。
- エ 次の全ての基準を満たす者を現場代理人として専任配置できること。
  - ① 建設業法による1級建築施工管理技士の資格を有する者。
  - ② 上記ウに掲げる工事又は同類工事(規模は問わない)の施工経験を有する者。

#### (3) 共同企業体の代表者以外の構成員に関する要件

- ア 鳥取県内に建設業法第3条1項に規定する本店を有すること。
- イ 平成29年度鳥取県内建築格付等級区分が、A級に属すること。
- ウ 共同企業体の出資比率が10分の3以上であること。

(4)共同企業体の全ての構成員としての条件

- ア 建設業法に基づく建設工事業の許可を取得している者であること。
- イ 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者で無いこと。
- ウ 平成30年2月7日から平成30年3月12日までの間いずれの日においても、鳥取県内において国・県及び米子市又は境港市の指名停止措置を受けていないこと。

3. 応募方法

この公募型指名見積提出に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、技術資料作成要領に基づき作成された応募書類を、次により提出すること。

(1)応募書類の提出

ア 提出期間

平成30年2月14日(水)から平成30年2月16日(金)正午までとする。  
(但し、14日・15日の受付時間は午前9時から午後5時までとする。)

イ 提出場所

境港市佐斐神町1634番地 米子空港ビル株式会社 (担当:池田または徳尾)

ウ 提出方法

持参のうえ提出のこと

(2)技術資料の内容

ア 提出する技術資料は下記内容で作成のこと。

- ①同種工事の施工実績 (様式第1号)
- ②現場代理人(予定者)の資格及び工事経験 (様式第2号)

イ 技術資料作成に関する留意事項

技術資料は(3)の記入要領に基づき作成すること。

(3)技術資料の記入要領

ア 様式第1号 同種工事の施工実績

- ①記載する工事は、施工中を含む過去の施工実績の中から、元請として施工した(共同企業体の構成員として施工した実績については、10分の3以上の出資比率で実施したものに限る。)代表的なものを、1件以上記載することとし、記載件数は4件を限度とする。
- ②同種工事とは、空港旅客ターミナルビル又は空港内航空関連施設の新築又は増築の建築工事で、延床面積5,000㎡以上(増築の場合は、増築面積1,000㎡以上で増改築後の面積5,000㎡以上)のものとする。
- ③同種工事の記載に当たっては、該当工事の請負契約書の写し(約款、見積書、図面等の添付書類は不要)を添付すること。

イ 様式第2号 現場代理人(予定者)の資格及び工事経験

- ①現場代理人について、4人を限度として配置予定者を記載すること。
- ②配置予定者が(3)アで規定した同種工事又は同類工事(規模は問わない)に従事した代表的な工事経験を1件以上記載することとし、2件を限度とする。

(4)見積提出参加資格確認書類の内容と記入要領

ア 見積提出参加応募書 (様式第3号)

イ 共同企業体協定書の副本

協定書の副本は、印影の鮮明なものとする。

ウ 構成員に関する以下の書類

- ①会社概要(技術系社員の資格状況、決算報告、営業実績、業務経歴等がわかるもの)
- ②建設業法による建築工事業許可証明書の写し
- ③経営事項審査結果通知書の写し
- ④(3)ア③に示す請負契約書の写し

(5)提出部数

応募書類の提出部数は、2部とする。尚、(4)イの1部は写しで可。

4. 競争参加招聘者の決定

提出された応募書類を総合的に審査し、競争参加招聘者として選定、指名する。

5. その他実施上の留意点

- (1)応募書類作成、提出に当たっての照会は、米子空港ビル株式会社(担当:池田及び徳尾)に対し、原則的に電子メールにて行うこと。尚、電子メール送信後に電話(0859-45-6125)にて受信確認を行うこと。照会受付は平日の午前9時から午後5時まで。  
【電子メール送信先: [contact@yonago-air.com](mailto:contact@yonago-air.com) 宛】
- (2)応募書類が提出されることをもって、提出者に競争参加意欲があるものとみなす。
- (3)応募書類の提出は、競争参加の意向を確認するものであって、応募書類の提出があっても指名されとは限らない。
- (4)競争参加希望者の中から指名業者を選定し指名業者に連絡する。
- (5)当該工事について指名しなかった応募書類提出者に対しても、指名しなかった旨を書面により通知する。
- (6)応募書類の作成と提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (7)提出された応募書類は返却しない。
- (8)提出された応募書類は、提出した者に無断で指名業者選定以外の用途には使用しない。
- (9)応募に関する概ねの日程は、別紙「米子空港旅客ターミナルビル増改築工事(建築工事)見積提出日程」による。

以 上

## 米子空港旅客ターミナルビル増改築工事(建築工事) 見積提出日程

- |  |                     |            |
|--|---------------------|------------|
| (1) 応募締切   | 平成 30 年 2 月 16 日(金) | 正午まで       |
| (2) 参加招聘者の指名通知   | 平成 30 年 2 月 16 日(金) | 午後5時頃までに通知 |
| ※午後 5 時頃に、担当者宛に電話にて連絡予定。<br>(指名文書は見積要項等の資料配布時にて交付。)<br>※指名しなかった者には、その旨を文書にて通知する。 |                     |            |
| (3) 見積要項等の資料配布   | 平成 30 年 2 月 19 日(月) | 弊社事務所にて配布  |
| (4) 見積提出期限   | 平成 30 年 3 月 12 日(月) | 午後 1 時まで   |
| (5) 結果通知   | 平成 30 年 3 月 14 日(水) | 郵送にて       |

\*この日程は状況によっては、変更することがあることをご承知おきください。